

2016. 4. 13

新潟・新発田ブロック金融渉外本部長

新潟・新発田ブロック社員技術交流のための兼務発令について

1 趣旨

金融渉外機能の保険及びがん保険営業推進に必要な社員の営業スキル向上等技術交流のため、渉外社員のうち、高実績の社員をブロック内局への兼務発令を行う。

2 兼務発令社員

- (1) 新潟中央局 8名
- (2) 新潟西局 4名
- (3) 白根局 1名
- (4) 三条局 4名
- (5) 見附局 2名
- (6) 燕局 1名
- (7) 加茂局 1名
- (8) 亀田局 1名
- (9) 巻局 1名
- (10) 新発田局 4名
- (11) 新津局 4名
- (12) 村上局 2名
- (13) 豊栄局 1名
- (14) 阿賀野局 1名
- (15) 中条局 1名

3 兼務発令日等

2016年4月15日（金）内命、2016年4月25日（月）発令
兼務発令期間は、2017年3月31日（金）まで

4 その他

- (1) 実施方法は、兼務した社員と同行募集を行う実践形式とする。
- (2) 兼務先への兼務の頻度は、月1～2日程度とする。
- (3) 兼務対象者が兼務局で同行募集を行った場合の実績は、兼務局の実績とする。
また、個人実績は、募集者2名で按分する。